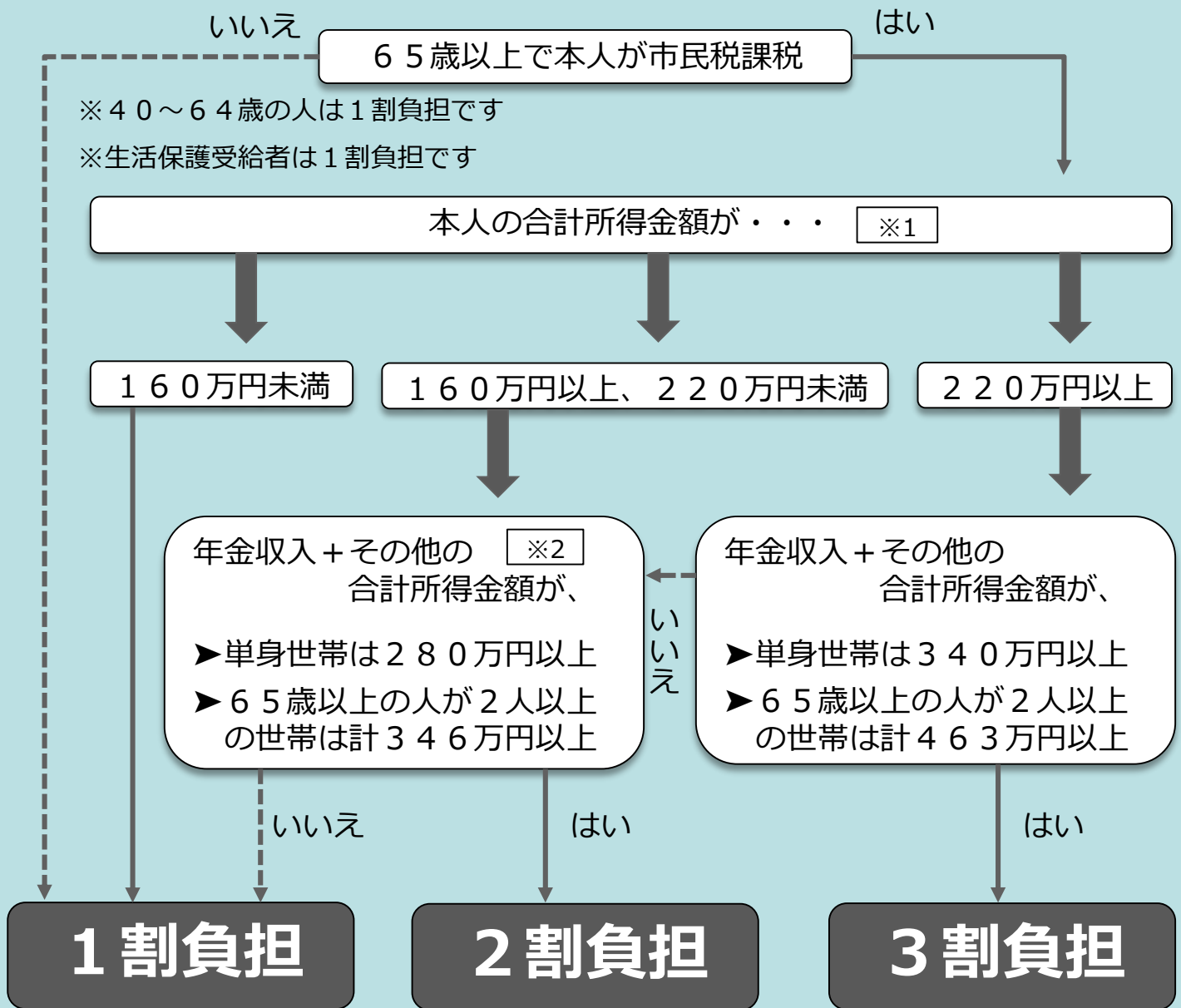


自己負担割合の判定



※1 『合計所得金額』とは

各種収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※2 『その他の合計所得金額』とは

合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。